

第七十一回 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

(三七)

昭和四十八年六月十四日(木曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

六月八日

辞任

長谷川 仁君

齋藤 孝夫君

岩動 道行君

今 春聰君

六月十四日

辞任

青木 一男君

西田 信一君

徳永 正利君

補欠選任

中西 一郎君

松垣徳太郎君

船田 謙君

河本嘉久蔵君

補欠選任

二木 謙吾君

中村 登美君

鹿島 俊雄君

出席者は左のとおり。
理事

委員

鳴崎 均君

土屋 義彦君

野々山 一三君

多田 省吾君

栗林 卓司君

伊藤 五郎君

鹿島 俊雄君

河本嘉久蔵君

柴田 栄君

徳永 正利君

中西 一郎君

中村 登美君

松垣徳太郎君

二木 謙吾君

船田 謙君

山崎 五郎君

川村 清一君

國務大臣

大蔵 大臣

政府委員

外務 政務次官

大蔵 政務次官

大蔵省主計局次

長

大蔵省国際金融

局長

事務局側

常任委員会専門

員

外務省経済協力

局参事官

食糧庁総務部長

森 整治君

菊地 清明君

杉本 金馬君

大造君

長岡 實君

山本敏三郎君

水野 清君

愛知 揆一君

野末 和彦君

渡辺 武君

鈴木 一弘君

山崎 昇君

成瀬 轡治君

戸田 菊雄君

竹田 四郎君

本日の會議に付した案件

○アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事土屋義彦君委員長席に着く〕

○理事(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を
開会いたします。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する
法律案を議題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○川村清一君 私は、先般、列国議会同盟會議に出
席するため派遣されました、アフリカの象牙海岸
国を中心に数カ国を回って、アフリカの実態をこ

の目で見て、この耳で聞いて勉強してまいりました。
アフリカは、世界の後進国といわれ、開発途上
国ともいわれておりますが、アフリカの実態は、
開発途上国とか、単に後進国とか呼んで片づけら
れるものではございません。民衆の生活は、われ
われ日本人の生活から見ても、常識で考えられない
ほどきつめな状態でございます。まことに失礼な
話でございますが、これが一人人間の生活かと思
われるような生活をしております。同じ人間に生
まれておながら、生まれ場所が悪かったため
に、そのような不幸を受けておる人たちがおると
いうことは、私は、人類の一人として、ほんとう
に何とかしてやらなければならぬ、こう強く
心を打たれて帰ってきたわけでありまして。

これは、私一人だけではなく、おそらくアフリ
カを訪れた者はみなひとしくこのような心情にな
ると思われたいでございます。一体アフリカには政
治というものが存在しているのだろうか、こう疑
わざるを得ないような状態でございます。アフリ
カの民衆の民度を高めてあげる、人間らしい生活
をアフリカの人たちに与えてあげる、これこそが
世界の政治家の任務であると強く感じて帰ってき
たのが私の心情でございます。

私は、このような気持ちを基本にして、アフリ
カ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案に
ついて、若干質問をしたいと思うわけでありま
す。

そこで、まず第一にお尋ねしたいことは、日本
政府は、アフリカに対して、基本的にどういう見
方をし、どういうような考え方をもちて外交の基
本方針としておられるのか。援護とか協力とかい
うことを言っておりますが、その援護にしても協力
にしても、どういうような考え方を基本として、そ
ういう政策を打ち出そうとしておられるのか。この問
題について、これは外務省でも大蔵大臣でもけっ
こうでございますが、政府の一つの統一見解とし

て、ここで明らかにしていただきたいと存じま
す。

○政府委員(水野清君) 外務大臣をおやりになり
ました大蔵大臣もいらっしゃいます、担当でござ
いますので私のほうからお答え申し上げます。
アフリカ諸国に対する援助の基本的な政策はあ
るのか、あればどういうことであるかという御質
問であらうと思ひます。

わが国は、御承知のようにアジア・アフリカ諸国
のグループの一員でございます、アジア・アフリ
カ連帯性という観点から、アフリカ諸国との友
好関係の増進ということに年を追うて努力をして
いることは、先生も御承知のとおりでございます。
アフリカ諸国は、独立後間もないという特殊な
事情もございまして、社会経済発展上種々の困難
をかかえております。その解決のために、日本と
いたしましては、先進諸国からの援助が要請され
ておりますけれども、これに応ずることは、アフリ
カ諸国の平和と繁栄を増進するということが目
的でございます、もちろん日本も、先進諸国と
協調して、経済協力、技術協力を各国との間に推
進しておるわけでございます。

アフリカ諸国に対する経済協力にあたっては、
特に、このアフリカの諸国は、いま先生のお話が
ございましたように、単なる発展途上国といいま
すよりは、後発的な発展途上国という性格が含ま
れているわけでございます、できるだけその経
済援助、技術援助の条件をやわらげていく、ソフ
トな条件で二国間ベースの協力を拡充してござ
います。特に、今回御審議をお願いしておりますア
フリカ開発基金などを通じる多国的な協力をさらに
これと並行して進めていきたい。二国間の経済援
助は、経済援助としてやってまいりますが、それ
だけで不十分な点を補う意味におきまして、今回
お願いしておりますようなアフリカ開発基金、こ
ういうものを通じて多国間の援助を進めていき

い、こういう基本方針でございます。

○川村清一君 南北問題の解決ということが先進諸国の政治課題であると、こういわれておるわけでございます。日本がアジアの開発途上国に対しては、相当の援助の手を差し伸べておるといふことは承知しております。しかし、これとても純粋の援助ではなく、援助に名をかりて、むしろ金もうけに狂奔しているというのが実態でございまして、その結果エコノミックアニマルと評価され、現地人からも反響を受けておるわけでございます。アジア諸国に対する協力援助も相当力を入れておりますが実態はさうである。アフリカに対してはほとんど何もやっておらないではないかと私思わざるを得ないわけです。ただいまの御答弁によつて、二国間協力ということで経済協力、技術援助というようになことをされておるといふようなお話でございまして、だとすれば、現在までのような二国間協定に基づくところの援助や協力の手を差し伸べてきたのか、具体的にその実績を簡単にひとつここで報告していただきたいと思ひます。

○政府委員（水野清君） お答え申し上げます。

アフリカ諸国に対して政府がこれまで行なつてまいりました円借款の供与のいゝろんなプロジェクトがございまして、ここで読み上げてまいりますと、昭和四十一年ウガンダに対して十億円の円借款を行なつております。また、タンザニア——非常に数が多くなりますんで、簡単に相手国だけを読み上げてみますと、タンザニア、ケニア——ケニアには第一回、第二回とやっております。それからナイジェリアは第一回、第二回とやっております。エチオピア、ザンビア、マダガスカル、エジプトこれだけの八カ国へ対しまして、それぞれ最少限十億円から、多いところは百億円以上の資金供与をいたしております。

○川村清一君 ただいまの御答弁によるアフリカ諸国に対する円借款の内容でございますが、このプロジェクトにつきましては、後ほどまた触れますが、いまの円借款の中で、アフリカ現地で強

く言つておることは、私が、各地の日本大使館でいろいろ聞いてきたわけでございますけれども、とにかく日本の借款の金利が非常に高いという。これは西諸国、フランス、イタリア、イギリスなんか比べて問題ないくらい日本の金利が高いと、これが何とかならないかというの、日本大使館の方々の意見であつたわけでございます。どうしてそれが高くなるかといふと、これは原資が輸銀の金を使つておるわけなんです。資金運用部資金を使つておるために非常に資金コストが高いわけでありまして、そういう資金コストの高い金を使つておる関係上金利が高くなる。開発国としてはとてもその金利にたえられないというのが実態なんでございまして、ですから、もっと一般会計の金を資金に充ててもらいたいというのが強い要望であつたわけでございます。この問題に対するひとつ御答弁と、もう一点は、いまのおっしゃつたような程度では、これはもう問題にならない、かように考えるわけでありまして、それで、将来にわたつては一体どういふ考え方を持っておるかといふようなことについても御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員（水野清君） いま先生の、金利が高いというお話がございましたが、日本の対外援助が、国際的に見てやや金利が高いといふことは事実でございますが、たとえば、先ほど申し上げましたように、昭和四十一年ウガンダ国に対して行ないました円借款のときには、五・七五%の金利で貸し付けをしておりまして、その後大蔵省の御協力を得まして漸次改善をされまして、ことしの五月マダガスカルに対して四十二億の資金供与をしたわけでございますが、この金利は四%まで下げられております。金利の点については、いゝろんな国内的な条件もございすけれども、ともかく四%まで下げる努力をしているといふことを御了解いただきたいと思ひます。

それから、先ほど来申し上げましたアフリカ諸国に対します援助が、全体的に不足だといふことは御指摘のとおりでございますけれども、中に

は、やっぱりごく最近になって独立した国家が多いわけでございます。それらの国からいゝろんな形で援助を求めてきているのも事実でございますけれども、具体性がないような例が非常に多いわけでありまして、日本政府としては、あまり具体的なないものに対して、大事な国民の税金を預かつておるわけでございますので、やはりその案を一つ一つ検討して、調査の費用とか、そういうことについてはもうもちろん援助をしておりますが、その調査の結果を見て借款を進めていく、こういうような形式をとつておりますので、まだ全般的には広がっていない、こういうわけでございます。漸次これは改善されていくだろうと思ひます。

○川村清一君 御答弁を聞いておる限りにおきましては、日本政府は、アフリカに対する経済協力援助といふものに対して非常に積極的に進めるんだと、また、進めてきたんだといふふうに関われるわけでございますが、さうだとすれば、いま具体的な一つの例をもつて申し上げますので、ひとつはつきりそういう考え方を、その処理の政策の中で示していただきたいと思ひわけでありまして、と申しますのは、これは新聞にも連日のように報道されておりますので、政府は十分御承知のとおりだと思ひわけでございますが、西アフリカでは六十年来の大干ばつで、いまや六百万人の人が餓死寸前にある。と、こういうふうに関係がございまして、食糧を送ろうといふことで世界に呼びかけておる、五月十日付で、加盟国にあてて、六月中旬から雨季に入り、援助物資の輸送が困難になるために、四週間以内に総額一千五百万ドルの緊急援助をアビールしてきて、こう報告されておるわけでございます。外務省に一体F A Oからそういう呼びかけがあつたかどうか。

○政府委員（水野清君） 五月十日にF A Oからそういう援助要請がございました。

○川村清一君 外務省は、緊急援助予算の中からは四億円、百五十万ドルの拠出をきめたといわれ

ておる。大蔵省と協議したところが、大蔵省は、日本と関係の薄い西アフリカになぜ援助が必要か、賛成をしない。ついに話し合いがつかないまま援助の時期が七日で切れてしまつた。こう報告されておりますが、一体それは事実でありますか。

○政府委員（水野清君） 外務省のほうで決定いたしましたF A Oに対する協力は、先生のお話では四億円というお話でございまして、実際にきめましたのは二億六千万円でございまして、そして援助の決定の時期がおくられて間に合なかつたといふようなお話でございまして、大体F A Oからの要請は、六月十日前後までに回答をしてほしいといふような要請でございまして、外務省として大蔵省と協議の上決定して、F A Oへ、先ほど申し上げました二億六千万円の拠出を行なうという通報をいたしたのは六月十二日でございまして、二日ばかりおくれしておりますが、大体所期の目的の期間内に協力の回答をしたと、こういうふうにしております。

○川村清一君 五月十日付でF A Oから加盟国にあてて、六月中旬から雨季に入るから、さうなると物資の輸送が困難になるので、四週間以内に総額千五百万ドルの緊急援助を頼む、こういうアビールであります。五月十日から四週間以内といふことになると、期限が七日で、それで七日で切れてしまつたと、こう言つておるわけでありまして、それから、ただいま外務省政務次官は、四億円ではなくて二億六千万円であると、こういう御答弁です。これは十二日の閣議では二億六千万円と決定したけれども、新聞に報道されておるのは、外務省は、最初百五十万ドル、四億円と、こう決定して、大蔵省と話し合つたところが、大蔵省が賛成しないので、切れてしまつた。その後、御案内のように、こういうふうな話があるかといふこととて、社会党はじめ野党が政府に対して、なぜ一体アフリカに対して援助をしないのだ、いまや六百万人の人が餓死寸前にあるんだ、なぜしないんだといふようなことで政府をそこで突き上げた。その結果、十二日の閣議で決定したと、こういう

ふうに報ぜられておるわけでありす。これに對しまして、ヨーロッパ諸國の反響は早く、旧宗主國のフランスをはじめ、西独、オランダ、ベルギー、英國あるいはアメリカ、ソ連、カナダはいち早く直接、間接に援助行動を起こしておるのであります。GNP世界第二位の經濟大國を誇つておる日本だけは容易に腰を上げない。こういうようなことで、ずいぶん新聞を通じて世論の批判を受けたことは、外務省も、ここにおいでになる大蔵大臣も御案内のとおりであらうと思つておられます。そうしてようやく十二日の閣議で二億六千万円、百万ドルを決定したわけでありす。GNPの一分を對外援助資金に使うと大きく胸を張つて大みえを切つた政府は、一体この國の政府だ、新聞にそう書かれておりますよ。わが國は軍事大國にはならない、經濟力と對外援助で世界の平和と繁榮に貢献すると言つたのは日本の政府ではございせんか。同じ地球上の人類が、六百万人も餓死するといふのに、四十七年度の一般會計で六千五百億円の税金を取り過ぎてゐる。この政府が、たつた四億円の援助を出し給ふのは一体どういふことなのか。この事實は、世界が何と言つて評價しますか。ひとつこれは大蔵大臣からもこの間の事情を詳しくお聞きしたい。

○國務大臣(愛知揆一君) これは本件について報道がありましたことも、野党からお申し入れのありましたこともよく承知をいたしておりますが、同時に、政府の本件を含む態度についてひとつこの機会に御説明しておきたいと思ひます。

そもそも、四十八年度の予算を編成いたしますときに、日本政府といたしましては、特に、人道的の立場等について、あるいは世界的に緊急な事態が起るようなときに、いち早くこれに対応することが必要であると、こう認めまして、大蔵省としては、積極的、これは制度としてこういうものはございせんけれども、現行の制度の中で考え得る措置として、いわば外務大臣の予備費というふうな趣旨で、十億円を經濟協力費の中に組んでおるわけでございます。これが政府の基本的

態度でございますから、この西アフリカの問題につきましても、いち早くFAOからの外務省に対する要請にこたえて、外務省としては初めからこれに対応してしかるべき援助を決定されるということになつたわけで、私の承知しておりますのは、当初から、円にすれば二億六千万円——これはドルにすれば、約百万ドルでありますけれども、宗主國はじめ関心の深い國も非常に熱心ではございましたが、日本が正式に決定して返事をいたしましたのは六番目でございまして、それから、金額につきましては、百万ドル以上の協力をしましたのは西ドイツだけで、しかも、これは百万ドルと百万ドルの違いでございまして、ほとんど日本としては最高位の協力をいたしておるわけでございます。

そうして、かねがね予備費の支出につきましても、編成の当初から、こういう事態もあるであらうと、これに早く対応するようにするほうがいいといふことで、予算編成のときにもさういふ組み方をしてございまして、今回は、従来に比べれば、日本政府としては、非常に早く態度が決定できたと思ひますし、それから、その金額につきましても、私は、決して日本として恥づかしい態度ではないと思ひます。十分國際的に信頼を得ているものと、私は、かように考へてゐるわけでございます。

今後におきましても、そういうふうな基本的な姿勢で、かような不幸な事態が起りましたときには、いち早くできるだけの対応をする。これが政府の考へ方でございます。

大蔵省の、たとえば、主計局等でどういふ考へ方をしたかというところが新聞に出ましたことも事実でございますけれども、これには多少の伝わり方に誤解があつたのではなからうかと思ひます。西アフリカは、地球上からいへば、日本からは遠い國であるということも事実でございますし、それから、飢饉状態が起つておりますことも、相当広範囲にわたつて、かつ相當の期間にわたつて起つてゐると、この事實を、担当官が

所見を漏らしましたことが、何か大蔵省が反對を表明しているがごとくに伝えられたわけでございますけれども、地域が遠隔であつて、しかも、飢饉状態がこういうふうな深刻であるといふことであれば、地域が遠隔であつても、なおかつ日本としては積極的な態度をとらなければならぬといふ、そのこととの取り違へといふようなこともあつたのではなからうかと、かように存するわけでございます。野党の方でも、こういう点については非常な積極的な御姿勢を示していただきましたことは、政府といたしましても高く評價しておりますけれども、そもそも日本政府としてはそういう態度であり、かくのごとく実施をいたしたわけで、さういふことがあつたからやつたといふわけではなくて、前々からも政府の姿勢がさうであつたといふことを明らかにしておきたいと思ひます。

○政府委員(水野清君) まあ、ただいま大蔵大臣から御説明をいただいたことに、外務省としてちよつとつけ加へさせていただきますと、この御承知の西アフリカ六カ國といふのは、非常に日本としましては、實際に大使館が、實情が置いてあるのは、セネガルといふところに一カ所ございす。日本の大使館に對しまして、現状を——援助をするにしましても、どういふ現状であるかといふことを問ひ合はしたわけでございますが、六カ國といひましても、地域的には非常に広い、セネガル、モーリタニア、チャド、マリ、ニジェール、オートボルタといふような、非常に広範囲のサハラ砂漠の、アフリカ大陸のまん中の不毛の地帯でありまして、情勢がわからないわけでございます。さらに、FAOに對しましても、状況を教へてもらいたいといふ要請をいたしました。このFAOからの報告書が日本に到着をいたしましたのは、実は五月の二十六日と、こういうわけでございす。實際に、ただいま大蔵大臣からも御説明いただきましたが、西アフリカ六カ國に對する援助をきめましたのは、フランスが一番最初でございますが、これは実は、FAOを通じてではな

くて、この六カ國は旧フランスの植民地でございます、いま、いわゆる旧宗主國であるフランスは、その經濟的な利権とか、いろんなものをみんな現在も把握しております關係から、こういうものに入らないで、直接援助をしていきたいと、先ほど御審議をいたしておりますアフリカ基金と同じようなやり方でございすので、フランスは非常に早かつたわけでございますが、そのほか、EC諸國においても比較的まあ早かつたわけでございますが、日本としましては、西ドイツ、スエーデン、オランダ、英國、オーストリアの次、六番目に決定をしたわけでございます。たとえば、日本と同じように相當額の援助を期待されてゐるカナダなどは、まだ検討してゐて回答が行なわれていない。あるいはデンマーク、イタリアなども、まだ検討中であると、こういう状況であることもひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○川村清一君 ただいまのお話ですと、援助をした國の順序としては六番目だと、それから、援助額においては二億六千万といふと、二番目です。か——といふようなことで、日本は積極的に行つてゐるんだといふようなお話でございます。しかし、結果的にはさうなつたと思ふんですが、いいことはいち早くやつたらいいんです。悪いことは一番あとでけつこうなんです。さういふ新聞にたかされて、野党からも叱咤激励されて、しりをたたかれて、突き上げられてからやつたんじゃない、二億六千万を出しても、その金の価値が半分にもならないわけですか。やつぱりこれは、個人の間際も同じなんです。ほんとうに困つてゐるときには、早く金をやるのが、援助してあげることが、どんなにありがたいか、そのタイミングをはずしては何にもならぬです。私は、まあいま困つてゐる六カ國は行つていないんです。しかし、北ではモロッコ、それから象牙海岸、ガーナ、ケニア、エチオピア、それからエジプトと、こう歩いてきたんですが、しかし、モロッコへ行つたつて、まあガーナあたりへ行つて、ケニアあたりでも、家畜を見ると、私は、日本の北海道ですが、

同じ牛を見たって、北海道のホルスタインとアフリカの牛じゃ、とてもともうこれが牛かと思われような牛なんです。羊しかり、ヤギしかりです。ですから、あの国でああいうような家畜の状態なんです。この六カ国の家畜はどうかと、この新聞に出ていとおりでと思うのです。私、この六カ国の干ばつの問題だけで、一つの新聞でこれだけの記事が切り取ってありますからね。これじゃ、これだけ報ぜられていのですから、もつといち早くやつたならば、日本も高く評価され、それがまた大きな利益になって返ってくることを、いわゆる行政府として十分考えていただくたい私は思うわけでありませう。

農林省がおられましたらお尋ねいたしますが、農林省の方でいらつしやいますか。——これはまあ直接農林省だけでやろうと思つてもできないことだと思つたのですが、一応お尋ねしておきます。米が余つてしようがないというのが、これはもういままで農林省が口ぐせに言つておつたことですね。七百万トンも米が余つてい。この解決こそが農政の最重要事項である。そこで、今日まで米の生産調整というものにばく大な税金を費やしてきたのです。農民からも非常に悪く言われてきたんです。日本では、米が余つてい。食糧が余つて困つてい。ところが、同じこの地球上で食べものがなくて、いま飢え死にしようとしてい。人が何百万人もい。一体これはあなた、理解できないこと、ふしぎなことですよ。今日交通機関が発達して、地球の裏側でも簡単にに行けるようになってい。アフリカまで行くつたって簡単にけるんです。私行つてきたんですから。どうしてそんなに困るほど余つてい。米があるならば、それを送つてやらないのかと、国民の素朴な感情としてだれでもそう思うと思うのです。アメリカは幾百万トンの爆弾をベトナムに落としたり、この際日本は、幾百万トンの食糧をアフリカの野に落としてやたらどうですか。そのくらしいの気概を持って、ほんとうに困つてい、いま死のうとしてい、この人たをなぜ救つてやらないのか。

いまや米は、そんなような米はないんですか、農林省。

○説明員(森澤治君) ただいま先生から御指摘ございまして、過剰米の処分、すでに計画も含めまして二百八十万トン程度、外国に援助あるいはR.R.等の関係で、延べ払い等も全部含めまして、そういうことで輸出なり援助なりを行なつておるわけでございますが、今年度に入りましてからは、非常に過剰米の売れ行きがよろございまして、むしろ非常になくなつてきておるという現状でございます。しかし、現在輸出余力がいたしますと、新規の輸出計画、今年度三十万トンに對しまして、現在まで、パングラデシュと韓国に對しましてはすでに二十五万トンの輸出を行なうことが内定されてい。残量はわずかでござい。そのほかに、インドネシア、フィリピン等から大量のぼります日本米の強い輸出要請がござい。しかし、まあ、先生御指摘の点につきましては、今後これらの諸国から、特に、日本米の輸出の要請があれば、その要請に應じて、外務省等関係各省と協議いたしまして、十分検討をしてみたいというふうな考へております。

○川村清一君 この問題は、また時間があればあとでお聞きすることにいたしまして、いま私が取り上げてまいりました問題は、この程度で打ち切りまして、法案の内容について若干お尋ねしたいと思つたわけ。

今度でございますアフリカ基金でございますが、この基金に對して日本は千五百万計算単位で出資するということになっておりますが、この千五百万計算単位というのは、変動相場制に移行して今日、日本円に換算すると、これは幾らになるんですか。

○政府委員(林大造君) 千五百万計算単位を円に換算いたしました。幾らになりますかというところに、つきましては、現在、御存じのとおり、円はフロート中でございます。したがしまして、その計算の方法はなかなかむずかしいわけでございます。

て、最終的には、この基金が発足いたしましたら、基金の定めるところによるとい。に相なつております。基金の協定の第十二条というのがござい。この第十二条には、「いづれかの通貨の価値を他の通貨又は計算単位で決定することがこの協定の下で必要とされる場合には、その価値の決定は、基金が国際通貨基金と協議したうえで合理的に行なう」とい。に相なつてい。わけでございます。ただ、予算の上では、これはやはり一応の換算を行なう必要があるわけでございます。一ドル三百八円で換算した金額を、一応計上いたしております。

○川村清一君 では、いまおっしゃつたことは、私も重々知つてい。最終的にはそうなることは協定も説もわかつておりますけれども、今日、ただいまこれを審議する、きょうの相場でもよろしい、三百八円なら三百八円でもよろしい。ござい。三百八円にすると幾らになりますか、計算すればわかりますが、その点わかるでしよう。そうでなかつたら、あなた、予算に出ない。

○政府委員(林大造君) 金額は、四十六億二千万円になります。

○川村清一君 この四十六億二千万円という出資額は、予算のどこにあるんですか。

○政府委員(林大造君) 四十六億二千万円は、三年分でございます。したがって、第一回の金額は十五億四千万円になります。で、この金額の計上でございますけれども、これは法案で御審議をお願いいたしてい。交付公債で交付することになっております。したがしまして、交付公債で出資いたします場合には、その金額は一般会計の予算の歳出には計上されません。で、予算に計上されません。出資が基金のほうから現金化を要請されたときに、その現金化の金額とい。たしまして、国債整理基金のほうに、その国債の償還額の一部として計上されてい。そういう姿に相なつております。

○川村清一君 そこで、その点をばつきりしていただかないとちよつと困るんですが、同じような性格のものに、アジア開発銀行出資というのがあるんです。ところが、このアジア開発銀行出資というのは、これは予算にはつきり数字が出ておるわけ。

それから、ただいまの御答弁は、この出資は国債で出すので、これは予算面には国債整理基金の中に入つてい。に相なつてい。わけでございますが、そこで、国債整理基金のところを見ましても、債務償還費八億五千二百万、八億五千二百二十一万二千八百三十万、こ。うい。数字が出ておりますが、その八億五千万の中に、十五億四千万ですか、その辺で、わ。かない。予算面見てもその金が、予算がどこに入つてい。のかわ。ない。それをひとつ説明してくださ。

○政府委員(林大造君) これは「特別会計歳入歳出予算額各目明細書」の中でございますが、大蔵省所管国債整理基金の五十六ページの下の五七ページの上でございます。五十六ページの下の五七ページに「国債償還一般会計負担分」といたしまして八千四百四十九億、合計で金額が計上されております。そのうちで、「予算繰入分」とい。の右側の「分」が総計八百八十一億六千五百万円でございます。その一部に、先ほど申し上げました十五億四千万円が入つてい。わけでございます。

○川村清一君 先ほどは数字を読み違へまして失礼いたしました。八千四百四十九億ですね、そのうちの繰り入れ分、この中に入つておるということでございますが、そこで、これじゃ、入つてい。るんだから間違ひはないんですけれども、ちよつと不親切でないかと思つ。これは昨年との比べてみましても、昨年の予算よりは、ずいぶんこれ、ふえてい。のです。このし。債務償還費とい。のは、それから、この中で、一体、どれだけがどの項目に入つておるのか、ちよつともわからな。い。そのほかの分はずいぶん何と何と負担分と

か、分相分とか書いておりますからわかりませんが、やはりこれはこういう新しい施策でございますし、最初の年ですから、せめてこういうものはきちっと予算面に明らかに示されるということが親切なやり方だと思っておりますが、どうですか。それからもう一点は、どうして全部国債で、これ、支出するんですか。アジア銀行は一部現金で支出しておりますね。アフリカ基金にのみ全額国債ということ、ちょっとその辺がふしぎに思われるんですが、この点も説明していただきたい。

○政府委員(林大造君) 御質問の第一点でございますが、この予算書の各目明細書に掲げられております一般会計負担分の、その繰り入れ分の中の「予算繰入分」八百八十一億の内訳ということでございます。で、この件につきましては、確かに、御指摘のような点はあるわけでございますが、このアフリカ開発基金への出資というものは、従来の世界銀行に対する出資とか、あるいはいわゆる第二世界銀行に対する出資とか、あるいはアジア開発銀行に対する出資につきましても同様のもので大部分でございますけれども、法律で別に出資する金額を明示してあるわけでございます。で、この法律の規定によりましては、ただいま御審議いただいておりますが、千五百万計算単位というものがその限度になっていくわけでございます。そして、その計算単位を金(キン)を幾らにするというところは、これは別に協定のほうで御審議いただきまして、これは別に金額として明白になっていくわけでございます。金額の範囲ははっきりと確定しているわけでございます。ただ、最初に御質問いただきましたとおり、現在、円がフロート中でございますので、そこに若干の、何と申しますか、これからもう少し様子を見なければきまらない部分があるわけでございますけれども、しかし、限度はこれで明らかになっているわけでございます。どのほうが親切かということにつきましては、これは予算の制度全般に関する問題でございますので、私から全部をお答えいたしかねますけれども、しかし、何ぶんにも相手の国

がどれだけ現金化を要請するかということもわからないわけでございますので、国債で出資するという分につきましては、法案のほうで別途御審議いただくことによりまして、その現金化分は若干のゆとりが出るということはお許しいただけるのではないかとこのように考える次第でございます。それから第一点の、国債で出資するのはなぜかということでございますが、これは国によりまして、その国々の制度によりまして、国債で出資するところもあれば現金で出資するところもあるわけでございます。それで、アジア開発銀行の場合には、その一部は現金で出資してくれということになっておりましたので、この部分は現金で出資いたしましたけれども、アフリカ開発基金の場合には、全体を現金で払い込んで、国債で払い込んでよろしいということでございますので、従来の日本の例にならぬように、全部国債で交付するというようにいたしましたわけでございます。しかしながら、これは開発基金側におきまして現金を必要とするときには、いつでも現金化をするという性質の、いわばいつでも償還に應ずるという特殊の公債でございます。何ら基金側に迷惑をかけることは無いというふうに存している次第でございます。

○川村清一君 その説明されるとわかるわけあります。そこで、予算のことでございますから、いわゆる財政民主化というたてまえから言っても、そういうふうに説明を受けなくても、予算面を見ただけでも一応わかるような、そういう予算をつくってもらいたいということを一応要望しておきます。

それから、確認しておきたいことは、国債で出しておられるけれども、現金化してくれという要望があればいつでも現金化するんだということが一点。

それから、三分の一ですから、ことし十五億四千万、明年さらに十五億四千万、再来年十五億四千万、これははっきり予算を組むという、そういう確約が一つ。

もう一点は、ことしの分が、もし国債で出しておいて十五億四千万でなく、若干余ったとするならば、それは次年度に繰り越されて、明年の十五億四千万に、ことしの繰り越された分が含まれた額でもって予算に組まれるのかどうか。この三点について確認しておきたいと思っております。

○政府委員(林大造君) 御質問の第一点でございますが、基金側から請求があればいつでも現金化するかどうかは、そのとおり、いつでも現金化するわけでございます。

それから第二点に、来年、再来年に同様に十五億四千万を計上するかどうかにつきましては、そのレイトにつきましても、現金化の要請が今年度にあるかどうかという問題でございます。で、いずれにいたしましても、その現金化をされる可能性のある金額、これは、債務償還すなわち、国債整理基金からの支出の金額として、その全体の金額の中に含めて計上することになります。来年の可能性のある金額については来年分として、再来年現金化の要請のある可能性のある分につきましては、再来年度の予算において計上することになるというわけでございます。

その金額が幾らになるかということにつきましては、今後のフロートの状況、それから、基金が発定いたしました、その最初の払い込みにつきまして、いろいろその計算単位の解釈のしかたについて議論があると思っておりますけれども、その経緯を見てそのときの時点できめる。いずれにいたしましても、その基金の運営に支障を来さないように、協定で義務づけられ、また、本法案が通過の上、その本法案でお許しをいただきました金額の範囲内におきまして、その所要の金額を計上するということになると思っております。

○川村清一君 十五億四千万という数字には必ずしもとらわれないわけでございます。千五百万計算単位の一つでございますから五百百万計算単位と、これをひとつ確認しておきます。

金というのがありますね。このアジア開発銀行の特別基金の総額は幾らか。これに対してわが国の出資額は幾らか、これをひとつお知らせしていただきたい。

○政府委員(林大造君) 本年の二月の末のアジア開発銀行の特別基金の大宗を占めております中に特殊のこまかいものがございまして、大宗を占めております多目的特別基金の拠出状況でございますが、それによりまして、この金額は二月中旬の実勢レートで換算したドル基金の換算金額でございますが、全体で二億六千七百七十万ドルというの、各国の拠出、コミット済みの金額でございます。で、そのうち、日本は一億八千九百万ドルでございます。その三分の二以上は日本が負担しているという状況になっております。

○川村清一君 これに對比しまして、このアフリカ開発基金でございますが、附属書A表にある協定署名国十六カ国で九千六十五万九千九百九十九計算単位、これが出資額の総額になっておりますが、この九千六十五万九千九百九十九計算単位は、いまのアジア開発銀行の多目的特別基金のいわゆるドルに換算して、比較して一体どのくらいになるのですか。

○政府委員(林大造君) ドルは一分切り下げられておりますので、したがって、この九千万計算単位を概略一割増ししていただければいいわけでございます。したがって、一億ドルを若干上回る金額ということになります。

○川村清一君 そこで、私はお尋ねしたいわけですが、もちろん、日本はアジアにおける地域の一國でございますから、アジア開発銀行に対しては特に多く出資するということがわかるわけでございますけれども、アジア開発銀行の特別基金というのは二億六千万ドル、日本はその半分以上の一億八千万ドルも出しておられるわけでありまして、ところが、アフリカ開発基金のほうは総額でもって一億ドル。そうしますと、あまりにアフリカ開発基金のほうにはちっぽけなものである。少しオーバーなことで言えはちっぽけなものである、こう言わざるを得ないわけでありまして、こういうちっぽけな基金を

設立して、そして政府がいま言われておるようなことが一体できるのか。アフリカの経済、社会開発のために大きな力になる基金というものが設立されるかどうかという点に疑問を持たざるを得ないわけであります。政府が、先ほど、外務省あるいは大蔵大臣からお話がありましたように、アフリカの開発ということに、そのような積極的な意図を持っていらっしゃるならば、もっともこの基金の設立については、もともとと積極的なやられていいんではないかと思うわけでありまして、どうですか、こういうちっぽけな、ちやちやなもので目的を達成することができ

ソフトなローンを与える機関、開発機関としてこの基金が設けられた。しかし、その基金の全体の規模は、非常に実際のところから始められておりまして、したがって、御指摘のとおり、規模は現在のドルにいたしまして一億ドルそこそこというわけでございます。日本といたしましては、従来の経緯がございますけれども、これまで大きくなってきた以上、日本としてアフリカ地域に對しても積極的な姿勢を示すべきであるという考え方に立ちまして、関係国の中では、最大のシェアである千五百万計算単位という出資額を引き受けることといたしているわけでございます。これはカナダと並びまして最大の提出国になるわけでございます。この点におきまして、私どものアフリカ地域開発に対する積極的な姿勢が出てくるというところが評価されると思います。また、現にこの協定に署名いたしましたときに、アフリカの諸国から出ております会議の出席者から非常な拍手を浴びたということも聞いておりますので、わが国の積極的な姿勢は、アフリカ諸国からも評価されているというふうに申してよろしいと存じます。

が、第一は、この協定の規定を読むというと、参加国は資金の追加ができるようになっておりますが、日本は将来追加する意思があるかどうか。これが一点。それから、その原参加国になるその中身です。ね。現在アメリカが出資国の中に入っておられないのですが、これは一体どういうわけか。附属書Aの1の後段の条文は、アメリカ合衆国のために規定した条文であるとも受けとめられますが、アメリカを一体何でこんな特別扱いにしなければならぬのか。アメリカ一國だけを認めるために附属書Aの1の後段の条文がつくられておるといふことは納得できないわけで、これについてひとつ御説明願いたい。

は、もちろん日本としては充分の積極的なさらには、寄与をいたしたいと、私は、政府としてかような態度でしかるべきではないかと考えております。それから、アメリカをなぜ特別扱いにしているかと、これも日本政府だけの問題ではもちろんございませぬけれども、やはりこの基金をつくるに際しては、国際的な会議その他この協定その他ができませんから申しまして、やはり先進国の雄なるものであるところのアメリカは、何とかしてこれに引き込んでいかなければならない。いろいろアメリカの国内事情等もあつたようでございますけれども、そういう点が国際政治的な面からどうしてもこれを誘引しなければならぬ。こういう沿革で、この基金のもとになる協定成立のとき以来の経緯がございましたので、まあ特別扱いにしておるのはおかしいじゃないかと、これはごもっともと思ひますけれども、そういう国際的な話し合いの中から、こうした条文といふものが、それが生まれてきたと、こういうふうに理解をしておるわけでございます。大抵はこの国も積極的に、現在ソ連も中国も参加していませんけれども、ごいいますけれども、まず、アメリカを誘引したいという気持ちで国際的に非常に強かつた、こういう状況でありましたことを御報告申し上げる次第であります。

六

○政府委員(林大造君) 御指摘のとおり、日本の経済協力の重点は、従来からアジア地域に置かれておりました。したがって、アジア開発銀行に對する出資ないしは特別基金への提出という面におきまして、日本が重要な大きなシェアを担っているということは御指摘のとおりでございます。また、アジア開発銀行とアフリカ開発銀行、この基金の前身でございますアフリカ開発銀行とを比べてみますと、これはアジア開発銀行のほうが従来から域外の先進国の参加を認めている。また域内に日本のような先進国があるという状況を反映いたしまして、また、関係者の非常な御努力によりまして、その規模はかなり大きいものに相なっているわけでございます。したがって、特別基金につきましても、日本もぜひ、二億七千万ドルという規模に達しているわけでございます。また、その中で日本の負担、シェアも高い。

○川村清一君 そのアフリカ基金のほうですが、九千万計算単位のうち、日本が千五百万計算単位を出すわけでありまして、ですから、日本はそれの中においては、いふ積極的な協力しておるという点にもなりますし、そういう意味においては拍手も受けていると思ひますが、私の言おうとしておることは、日本の出資だけを言っているんでなくて、アフリカ開発基金全体のいわゆる原資というものが、わずか九千万計算単位。こんなものではどうにもならないではないか。アジア開発銀行の場合には、このような大きな基金になっておるわけでございますから、せめてアジア開発銀行の別基金程度の基金をつくるべきではないのかということを言っておるわけでありまして、そうでなければ、せっかくこういうものを設立しても、設立の目的を達成することができないではないか、こういうことを私は言っておるわけでありまして、それに関連して二、三聞きたいのであります。

○國務大臣(愛知揆一君) いま、いろいろ政府委員から御説明いたしました。さらにつけ加えますと、このアフリカとアジアとの比較ということについては、やはり両方の沿革とか、国際的な勢力関係とか、従来の背景その他にも御理解をいたされたと思うのであります。たとえば、アフリカについては、何といひましても、従来からフランスが非常に力を入れておった。この基金ができた、現にフランスはこの基金にはいまいたところ参加はしていませんけれども、これは各アフリカの諸国に對して、二國間の援助ということについて非常な精力を注いでおりまして、それと、さらに広い国際的な協力で基金を充足させることによつて、相互補完して相当な仕事ができるということをおねらうとした、この国際的な沿革や取り扱ひの過程があつたということをひとつ御認識いただきたいと思います。

○川村清一君 アメリカが入っておらないということ、これはもう重大な問題であります。特別扱いにしていることについては、またあとで申し上げたいと思ひますが、さらに、アフリカの宗主国と言われておるフランスが参加しておらないということ、これもふしぎな現象であり、納得できない問題であります。それから、いみじくにもいま大臣がおっしゃいましたが、アメリカのほかに、いわゆる社会主義国の大國と言われているソ連あるいは中国、これが入っておらない。これもふしぎな現象であります。ソ連や中国は、このアフリカ各國が独立運動をやっておったときには、いふ援助をしておった国でありますし、現在もソ連、中国はそれぞれ深い関係のあるアフリカの

設立して、そして政府がいま言われておるようなことが一体できるのか。アフリカの経済、社会開発のために大きな力になる基金というものが設立されるかどうかという点に疑問を持たざるを得ないわけであります。政府が、先ほど、外務省あるいは大蔵大臣からお話がありましたように、アフリカの開発ということに、そのような積極的な意図を持っていらっしゃるならば、もっともこの基金の設立については、もともとと積極的なやられていいんではないかと思うわけでありまして、どうですか、こういうちっぽけな、ちやちやなもので目的を達成することができ

ソフトなローンを与える機関、開発機関としてこの基金が設けられた。しかし、その基金の全体の規模は、非常に実際のところから始められておりまして、したがって、御指摘のとおり、規模は現在のドルにいたしまして一億ドルそこそこというわけでございます。日本といたしましては、従来の経緯がございますけれども、これまで大きくなってきた以上、日本としてアフリカ地域に對しても積極的な姿勢を示すべきであるという考え方に立ちまして、関係国の中では、最大のシェアである千五百万計算単位という出資額を引き受けることといたしているわけでございます。これはカナダと並びまして最大の提出国になるわけでございます。この点におきまして、私どものアフリカ地域開発に対する積極的な姿勢が出てくるというところが評価されると思います。また、現にこの協定に署名いたしましたときに、アフリカの諸国から出ております会議の出席者から非常な拍手を浴びたということも聞いておりますので、わが国の積極的な姿勢は、アフリカ諸国からも評価されているというふうに申してよろしいと存じます。

が、第一は、この協定の規定を読むというと、参加国は資金の追加ができるようになっておりますが、日本は将来追加する意思があるかどうか。これが一点。それから、その原参加国になるその中身です。ね。現在アメリカが出資国の中に入っておられないのですが、これは一体どういうわけか。附属書Aの1の後段の条文は、アメリカ合衆国のために規定した条文であるとも受けとめられますが、アメリカを一体何でこんな特別扱いにしなければならぬのか。アメリカ一國だけを認めるために附属書Aの1の後段の条文がつくられておるといふことは納得できないわけで、これについてひとつ御説明願いたい。

は、もちろん日本としては充分の積極的なさらには、寄与をいたしたいと、私は、政府としてかような態度でしかるべきではないかと考えております。それから、アメリカをなぜ特別扱いにしているかと、これも日本政府だけの問題ではもちろんございませぬけれども、やはりこの基金をつくるに際しては、国際的な会議その他この協定その他ができませんから申しまして、やはり先進国の雄なるものであるところのアメリカは、何とかしてこれに引き込んでいかなければならない。いろいろアメリカの国内事情等もあつたようでございますけれども、そういう点が国際政治的な面からどうしてもこれを誘引しなければならぬ。こういう沿革で、この基金のもとになる協定成立のとき以来の経緯がございましたので、まあ特別扱いにしておるのはおかしいじゃないかと、これはごもっともと思ひますけれども、そういう国際的な話し合いの中から、こうした条文といふものが、それが生まれてきたと、こういうふうに理解をしておるわけでございます。大抵はこの国も積極的に、現在ソ連も中国も参加していませんけれども、ごいいますけれども、まず、アメリカを誘引したいという気持ちで国際的に非常に強かつた、こういう状況でありましたことを御報告申し上げる次第であります。

六

諸国に対していろいろな面で援助の手を差し伸べておるわけでございます。私は、ある国で、中国の人がたくさん参りまして、それで経済開発、技術協力といったようなものを、民衆の中に飛び込んで民衆と一緒に生活しながら献身的な努力をしておる姿を見てまいってござるわけであります。こういうふうにして、アフリカの開発のために實際努力しておるソ連や中国がなぜ一体こへ入ってこれないのか、そして入らないままにこの基金をつくたのかということが疑問に思われてしようがないわけであります。アメリカはここには参加しておらないが、この協定の附属書のAにはわざわざ一項目置いてその問題が書かれておるわけであります。そして、ほかの国が全部出資額は計算単位をもって表示されておるのに、アメリカだけは「千五百万アメリカ合衆国ドル」というドル、「計算単位」でない、ドルということばでこの計算が書かれておる。なぜ一体アメリカを特別扱いをするのかという問題、なぜフランスは参加しないのかという問題、なぜソ連や中国がこれに参加しておらないのかという問題、これをひとつ明確にお答え願いたい。

これがはっきりしないと、こんなものに日本が入っていつて、そうして国民の税金を千五百万計算単位も出して、ほんとうにわれわれ金を出すことはいいんです、むしろこんなちっぽけなものではだめだ、もっともつと出せ、アジア開闢に出した以上のもを出せと私は言いたい。出せと言いたければ、出したそのものが、そういうようなさっぱりわけのわからないような性格のものでは、ちょっと賛意を表することができないわけなんです。この点をひとつ解明していただきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 非常に率直に申し上げたいと思ふのでお許しをいただきたいと思ひますが、前段におきましては、なぜアフリカ基金に対しては、日本は積極的に出ないのかと、こういう点が強調されたように私は承りました、それなりに私はたいへんけっこうな考えだと思ふわけでございますが、同時に、日本政府のつておる

この種の問題については——いわゆるワン・ワールド・エコノミーということを中心としていきたいわけでございますから、イデオロギーを越えてこの種の問題についてはどの国も、ことに大國は積極的に参加すべきものである、これから日本としても大いに呼びかけをさらに強くしていかなければならないと思ひますが、同時に、それができないからといって、こちらが具体的な必要措置もとらないでおりましては、時間的な要素から見ても、私はいかがかと思うのであります。ですから、それやこれやを勘考いたしましたも、もっと強固に貢献すべきであると、御意見も踏まえながら、まず千五百万単位というふうなところで踏み出すことが適當であり、これがむしろ日本の呼びかけを強力にするゆえんでもないかと私は考へております。

したがって、現在の段階で、御承知のようにニューゴスラビアは積極的に参加することになつておるわけでございますし、もう一段こで、日本だけではなくて、アフリカに關心の本来深かるべきフランスをはじめ、そして現に御指摘のようにな、アフリカ諸国においては、中国も年来相當な努力もしております、あるいはソ連も非常に深い関心も持っております、これら先進大國がほんとうにもつと協力してくれなければならぬ、こう考へております。

で、現在までの経過から言いますと、中国あるいはソ連は、率直に言つていまのところ消極的に見受けられますが、アメリカのほうは、先ほど来いろいろ申し上げた御意見がある、これもごもつともな点もございませうけれども、やはり現実的な段階的な状況から言へば、これはかなり実現性がある。おそろしく近く態度が決定できるのではないかと期待しているわけであります。そうしてさらに、今度は中国、ソ連にも呼びかけるというところで、日本としてはその道を歩んでまいりたいと、こう思つております。こちらが協力の具体性も示さずしてやつておくことよりは、日本がまずこゝまで踏み出して、そうして前段に御主張な

なつたようなところを踏まえて前進することが、アフリカ問題に対する日本の態度として望ましいことではないか、こういうふうにご考へております。

○川村清一君 ただいま大蔵大臣からいろいろ御答弁がございまして、政府の考へていらつしやることもわかつたわけでございしますが、この協定の第三条の3の規定によつて新たに参加することができなわけでございますから、ソ連とか中国とか、いわゆる世界の大國であり、社会主義國を代表する國でございしますから、こういう國が入らなければ、ほんとうにアフリカの社会的、経済的な開發を目的とした基金の意義というものが薄れてくるわけでありまして、この点ひとつ努力してもらいたいということを強く要望したいわけでありまして。

時間がございせんので、最後に私が意見を申し上げてお考えを聞きたいわけでございしますが、先般の列國會議會同盟の會議でいろいろ議論されたわけでありまして、その中で、世界の平和と繁榮は何によつてはかるか、これは、何といひましても、まず、後進國の國民を第一に飢餓から解放すること、第二に疫病から解放すること、第三に文盲から解放すること、この三點を解決することが、世界の平和と繁榮の最大の要件であるということに大體各國の意見は一致しておるわけでございまして。

そこで、私が強く主張したいことは、いままでも二國間協定でもつてずいぶんお金が出されておるわけですが、しかしながら、その金がどういふふうに使われておるかということなんです。これはある新聞に書かれておつたことでもございしますが、アフリカの今日の干ばつ、餓死者を数百万も出すという、こういうおそろべき事實が生まれてきた、その背景には何があるか。これはフランスをはじめとする西歐諸國の新植民地主義と、アフリカの現地政府の便乗した政策によつて進められた人為的なものである。こういうふうにご論評をしておるわけでありまして。その内容は、開發優先主義であり、日本のいわゆる高度經濟成長、GN

P第一主義の小型版、これを政策の柱としてやつてきた、それを背景としてあらわれた事實である。こういつておるのであります。このような開發の結果、地域格差が生まれ、都市は農村を犠牲にして、一部の特權階級がふえ、外國の会社及び現地の協力者がただ肥えていつてゐる。そのゆがんだ繁榮の陰で、農民大衆は貧困になり、土地はやせ、農業生産が低下してゐる、この事態ができたんだと、こういつておるわけでありまして。

これを讀んで私もつくづく思つたのであります。が、たとへば、アビジャンであると、ナイロビなどの都市に参りますと、よくまあアフリカにこんななりつぱな町ができたものと感心するわけでありまして。そのようなりつぱな都市ができておるのです。しかし、その町の周辺に行つて現地人の生活を見たり、その町から一步農村地帯に足を踏み入れていくと、民衆の生活はまさに貧困そのものであります。象牙海岸國のアビジャンにある大統領の官邸は実に堂々たる豪壯なものであります。しかしながら、それから一步農村地帯へ入つていきましたと、民衆の生活、その民衆はどういううちに住んでいらつしやるか。もう日本で言うところ、鶏小屋か犬小屋みたいなところに住んでゐる。これが人間の生活かと思はれるような生活をしておられる。これがアフリカの実態なんです。したがって、こういう面に金がかかれて、融資した金がただ単にこういうものに使われておる、いわゆるプロジェクトに向けて流されていくわけでありまして、それによつて会社がもうかるとか、現地には日本の商社がたくさん行つていますが、大商社がそれで腹を肥やすとかいうようなこととに使われるならば、これは何にもならない。いま、最初に申し上げましたように、まず民衆を飢餓から救ふこと、ですから、農業開發が要る。もし水の問題が解決するならば、アフリカはあれだけの広い土地を持つ。農業は非常にこれは發展しまして、食糧危機から解放されると思ふわけでありまして。疫病から解放する。この点は外務大臣のお耳に入れておきたいんですが、私は、外交官というものは実にはなやかなものだと思つておつ

たんです。ところが、アフリカへ行つて、日本大使館へ行つて日本大使館につとめておられる職員を見たときに、考えてもらふに、毎日あれを飲んでるんですよ、マラリアの予防薬を毎日飲んでる。朝口をすくるときに、忘れないように薬をそこに置いて飲む。私たちが日本を出てからあそこを去るまで毎日薬を飲んでおつた。一年以上も飲んでおつたら頭がぼけてくるというじゃないですか。ああいうところで勤務してある在外公館の職員に対して十分考へてやつてほしいことと、そういうような地域の住民をどう疫病から解放するか、そういう面にお金が十分使われてしかるべきだと思ひますし、モロッコは千四百万の人口のうち千二百万が文盲だといふんです。私も昔、教育の仕事をやつたものですから、一緒にやつた木先生は元の文部大臣でございまして、どこに学校があるんだと行つて見ましたが、行く先々どこへ行つたつて学校なんか一つもない。これが実態である。

その基金はけつこう。そうして、その基金の金がそういう方面に十分使われまして、ほんとうにアフリカの民衆が幸せになれるように、もつとも日本政府は力を入れてほしいといふことを強く申し上げて、政府の御見解を承つて、私の質問は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) これは外務大臣から御答弁申し上げる筋であらうかと思ひますが、一々ごもつともでございまして。飢饉から疫病から文盲から解放する、これはもうアフリカに対してのみならず、後発開発途上国に対する共通の私は課題であると思ひますから、政府としては、各国の協力をより一そう求めて、その方向へ向かうべきものである、こういうふうにか考へるわけでありまして。

それから、具体的に申しますと、それだからこそ、こういったような国際機関のいわゆるマルチの協力というものが、二国間の援助だけでなく、これを補完するものとして非常に私は意味があると思ひます。

思ふんです。これが基金のまた性格であり使命であると思ひますから、これに対する日本の積極的な体制を具体的に示す一つの拠点として、私は、与野党あげて御賛成をいただきたいと思ひます。それから、日本の商社等の関係の問題もございまして、基本的な考え方は、経済協力にいたつてはやはり日本政府の一つの基本的な主張として、アンタイングといふこと、これをやはり基調にすべきものと思つておりました。これは累次の国際会議等でも日本の基本的な態度は表明し、かつ、できることから、各国の協力を得て、相ともにアンタイングで、同時に、先ほど来御指摘のありました条件をソフトにするといふことについて、これからできるだけ考へてまいりたいと思ひます。

それから、基金の金が何に使われるかといふことについては、国際的な機関でございまして、基金の理事会といふか、総務会といふか、ここで決定されるべきものでありますから、農業を重点にすべきであるという御見識等については、しかるべく筋を通して、日本としてのそういう主張は、これからの努力をしてまいりたいと思ひます。が、同時に、やはりいわゆるインフラストラクチュアですね、これに重点を置くといふことが必要な点ではなからうかと、政府としてはかように考へておる次第でございまして。

○多田省吾君 私は、最初に大蔵大臣に、発展途上国に対する経済援助の問題でまとめて若干お尋ねします。

まあ政府は、十一日に発展途上国に対する経済援助の四十七年度実績、一九七二年度の実績を発表したわけにございまして、OECDのDACの勧告によつて、大蔵大臣も、従来から、GNPの百分を一九七五年度までに援助をいたしたい、また政府の開発援助も〇・七%にしたいと、このように抱負を述べておられましたけれども、今回は、GNPの異常な伸びとか、あるいは予定していた援助がちょっとおくれたとかという理由はあるものであります、それにしまして、四

十六年度は実績が〇・九五%に対して、四十七年度は〇・九三%、政府開発援助も四十六年度の〇・二三%に対して〇・二二%、このように比率からいへば後退しているわけですね。で、大蔵大臣の非常に強い姿勢にもかかわらず、なぜこういう事態が生じたのか、これが第一点でございまして、それから第二点として、ほんとうに一九七五年度までに一%ないし〇・七%の経済協力をなすのであるならば、これは一九七五年のわが国のGNPは約四千億ドルと想定されておりますので、経済協力の総額は四十億ドル、政府開発援助は二十八億ドルという膨大な金額になります。で、これをほんとうに効率的に運用するためには、もつとも明確な援助の理念と、また援助計画といふものが必要であると思ひますが、それをきちと立てられるお考えがあるのかどう

それから第三番目には、従来から言われておりますけれども、非常にわが国の場合は、政府開発援助も少ないし、また条件も悪いわけですね。そういう条件を、ほんとうに欧米先進国並みに無利子とか、五十年返済なんかのソフトな援助というふうな方向で具体的に検討されているのかどうかですね。やっぱり東南アジアあるいはアフリカ諸国から、この援助の条件が非常にシビアなので、わが国は非常に評判が悪いわけですね。それととも、せっかく援助してもらつても、いろいろな弊害が生じているという問題もあるわけですね。そういう問題に対してどうお考へになつてゐるのか、まず、その問題をお伺いしたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 二、三日前に、昭和四十七年中における開発途上国に対する資金の流れについて数字を発表いたしました。これは、御指摘のように、私は、非常に残念に思つておりますのは、GNPに対してODAが〇・二三の前年度から〇・二二に比率としては落ちました。これは日本政府としてはまことに残念なことではございまして。実は額から申しますと、非常にふえているのでありますけれども、やはり比率をとつてみます

と、GNPの伸び方が急激で、かつ、大きかったために、比率におきましては、政府の意図表明に反する結果になりました。この点につきましては、ほんとうにあらためて努力を新たにしなければ国際的にも申しわけないことであると、かように考へております。

この原因については、いろいろ詳細に申し上げたいこともございまして、これはかえつて弁解がましくなるので、私は、何としても政府の直接援助といふものを、ほんとうに大努力でふやしていかなければならないと思ひます。四十八年度におきましては、予算の編成の上においても、この点を十分考へたつもりでございまして、さらに、まだ年度は始まつたばかりでございまして、それから、特に、国際機関等に対する協力については、これからの、たとえばベトナムの援助といふようなものも当面大きく出てきております。国際機関としての援助といふようなことについては、政府としてもできるだけの努力を実績の上にあげたいと、こういうふうにか考へております。

それから、第二に、条件の問題ですが、これは必ずしも政府全体の考え方ではございせん、私見でございまして、私は、しばしば開発途上国の人たちがいろいろ協議する機会がございまして、ある意味から言へば、無利子で五十年とか、あるいは百年とかいうようなことは、借りるほうの立場になつてみた場合に、必ずしもこれはよいことかどうかかわらないと思ひます。ことに二国間の援助でもつて、そういう全くそらばんを無視したような援助をしたり、受けたらというものは、それこそ政治的な意図といふものを思わせるものではなからうか。私は、受けるほうの側が、具体的なプロジェクトで、そして自助努力といふことも考へて、また、できるだけソフトな条件に与えるほうはしなければなりませんけれども、やはりこれは援助を受ける側としても、なし得る限りは、たとえば、借款の場合であれば、これを適度に返済しなければならぬといふ、そのささげがあることによつて双方のためになるのではなから

うか。ですから、何十年無利子というふうなところまではいくべきではないと、私見をいたしましては、私はさように考えております。ただ、これは援助を受ける側も、ほんとうに真剣で、与えるほうも真剣で、そしてプロジェクトを中心に具体的な成果を全うにあげ得るよう努力をするということが、言にくいことであるかもしれないが、日本らしい態度でなければならぬと、私はこういうふうな考えをしております。

○多田省吾 まあ、無利子五十年という問題はさておいても、私は、従来の日本の援助というものが、非常にきびしいということから見て、これをやわらぐソフトなものにするということは、大臣もお認めだと思いますが、いまは元利返済のために新規援助額の大半が非常に食われるとか、あるいは一部の国では、わが国を援助の寄生虫じやないかと、こういう反発も強いわけですから、その点をさらにお伺いします。

それからもう一つは、先ほどお尋ねしましたように、一九七五年度においては、非常にきびしくなると思うのですが、それをほんとうに約束どおりやられるおつもりがあるかどうか、一％ないし〇・七％ですね。その場合のほんとうの計画をこれからどのように立てようとなされているのか。

それからもう一点、さらに追加してお伺いしたいのですが、このうち、政府開発援助の 아프리카に対する援助というのは非常に少ないわけですが、一九七一年度を見ますと、いわゆる構成比で二・五％にすぎない。これは民間の合わせたもの六・八％とか、あるいは輸出八・六％とか、輸入五・六％とか、そういうものと比べても、極端にこれは低いわけです。その点をどうお考えになっているのか、この三点をお伺いします。

○国務大臣(愛知揆一君) ODAの比率の問題は、これは御案内のように、何年度までに〇・七にするというふうには、日本政府としては意図表明しておらないのでありまして、このターゲットをできるだけ早い機会に成就したいというのが、

日本政府の意図表明でございますし、他の主要国も大体において同様でございます。しかし、他の主要国と肩を並べて、できればそれよりも早くこの比率を上げて〇・七に近づけるようにいたしたいと考えております。しかし同時に、これがなかなかむずかしいことで、GNPの伸び方が今後におきましても相当の比率で伸びるであろうと思っておりますから、実績において相当な額になる。これは長期的に展望いたしまして、何とか新しい努力を積極的に行なうなければならぬ、こういうふうな思いをします。

同時に、これは日本側としても、国民的な御理解と、御協力がなければなかなか達成ができません。ことに、政府の直接援助の問題は、日本の国内におきましても、福祉国家建設という大命題のもとに財政需要も非常に広がっておりますので、それらとの関係を見ましても、比率はもろろんのこと、実績としても飛躍的に援助額が多くなることについては、国民的な一段の御理解と御協力がいただきたい。政府としてはかように考えております。

それから、アフリカに対する考え方は、先ほど来政府委員から申し上げておりますように、歴史的に見て、日本が再建途上に歩み出しましてから、対外的には、何と申しまして、賠償の問題をはじめといたしまして、近隣諸国、それから東南アジアというところとの関係がきわめて密接でありまして、日本の国力から申しまして、とてもインドから向こうのほうの、いわんやアフリカまでには、なかなか関心を寄せ、成果をあげることはできなかったわけでありませう。これからの問題であろうと思ひます。これはやはり国際的にも、日本の経済活動、特に、援助問題は、南北問題の解決ということに広く目を向けて、地域的にも東南アジアとかいうようなところに限定しないでいきますというところは、きわめて最近のことでございますから、いよいよこれを具体的に進めていく、ようやく今日その段階になったものと思ひますが、先ほど来強調しておりますように、アフリカ開発基金などに示したような日本政府の態度

というものを、今後とも大きく踏み出していかなければならない。

それから、アフリカに対しては、二国間の援助の問題も、実はいろいろの問題はございますけれども、これも一方において日本が政治的な意図をかりそめにも疑られないような、あるいはエコノミックアニマルというようなそしりを受けないような方法で、具体的なプロジェクト中心で二国間援助を進めたい。マルチの援助とあわせて、プロジェクト・バイ・プロジェクトに努力を建設的に積み上げてまいらなければならない。こういうふうな考え方をしております。同時に、そういう考え方をございまして、年度計画でアフリカに対して来年度は幾ら、再来年度は幾らというふうな多岐にわたるものを持つておられます。具体的な積み上げによって成果をあげるべきものである。かように存じます。

○多田省吾 それから、先ほど西アフリカの干ばつに対する援助の問題で、川村さんからも詳しく質問がありましたので、私は、一点だけに絞りますと、最初から百五十万ドル、四億四千万ドル、最初から百五十万ドル、四億四千万ドル、百五十万ドルの予定だったと、あるいは六千万ドル、二番目に大きい額だということや、私がお述べになっておりましたけれども、私は、そういう御答弁には非常に納得できないものがある。

で、今度の場合は、時期的に見ましても、五月十日から、FAOから要請があつて、四週間以内というお話だと聞いておりましたが、六月七日が期限切れだと思つていたところが、外務省では、いや六月十日前後でいいんだという御答弁です。そうしたら、やはり私はPRも足りないし、またいろいろのマスコミあるいは新聞等においても、読者欄なんかでも相当これは強く要請されていたところから、その辺はもっと私は、日本が軍事大国じゃなくて、経済をもつて、またほんとうに世界の平和と繁栄のために経済協力も

やつていくんだという国是を持つて以上、そんな六番目に早かつたなというところは、私は、御答弁にならないと思ひます。これはもっと早くすべきだと思ひます。

それから、額の問題でも、すでにFAOの要請以外に、アメリカだつて食糧で千八百万ドルとか、EC諸国だつて三月にすでに千九百万ドル、あるいは、まあフランスは旧宗主国のことですから、これは問題外としまして、ソ連だつて輸送機を仕立てたりして相当自主的援助は早くやつておるわけですが、また額も大きいわけですね。ですから、私は、百五十万ドルをきちんと、三分の二なんかは値切らないでやるべきだと、このように思ひますが、その辺の事情をひとつもう一回御説明いただきたいし、また、この西アフリカの問題は、こういう干ばつ基金という問題もありますけれども、非常に砂漠が拡大しまして世界の環境問題にもなつておるわけですね。特に、六月五日から十一日まで環境週間ということで、外務大臣も大蔵大臣も、六月五日にはノーカー・デーで、歩いて国会にいられたというふうな実績もおありなんです。それから、もっと世界の環境というところも考えれば、前向きに早く検討すべきではなかったかと、こう思ひますけれども、その点をもう一回お尋ねします。

○政府委員(水野清君) 多田先生のお話のように、実はこの西アフリカの援助の問題は、外務省としては、六月七日という一つの努力目標に対して、数日のおくれをとりましたけれども、私は、やるべきことはやつてきたと思ひますが、ただPRが非常に足りなかったと。積極的に新聞報道関係にも、こういう経過でこうだったというふうな説明をしないでいたというところについては、私も、御質問のとおりだというふうな思ひます。

この経過を申し上げますと、先生も御承知のようでございますから、簡単に申し上げますが、五月十日にFAO、国連の食糧農業機関でございま

と思うんです。これが一つです。

それからいまだ一つは、このアフリカ基金、この法律のほうでありますけれども、この当初出資額を見ていくと、ベルギーが三百万計算単位、それから、オランダが四百万計算単位、イギリスは五百二十一万計算単位、つまり、アフリカに植民地を持っていた国々があまりにも少ない。フランスなんかゼロですよ、当初出資額は。私は、ここで資料としてお願いしたいんですが、こういうアフリカに植民地を持っていた国々が、どのぐらいアフリカから現在までに富を持っていたか、その計算を国別にもらいたい。それが一つ。

いま一つは、そういうような旧宗主国、いまでもベルギーあたりに行きますと、家がでない、富が十分ないというときに、出かせぎでコンゴへ行っている帰ると、土地も持てる、家も持てるという財産家になると、こういうことを言われております。三年ぐらい行つてくればもう一財産できる。いまだに続いているわけですよ。そういう擲取——じゃない、一般的に言つて。こういうところから見ると、ベルギーあたりが三百万計算単位しか出さないとか、フランスが五百万計算単位しか出さないとか、フランスがゼロだなんてこんなばかんなことは無いと思うのです。当然強力に要請して、それが終わらなければ持つ必要ないじゃないですか。そのぐらいに私は思う。当然まあやらなければならないことだから、わが国としてはしなければならないと思ひますけれども、当然アフリカでもって自分の国を栄えさせた国々が、負うべきものはもつと負ってもらいたいわけだ。この点日本政府としても、どういうふう

に持つていくのか、強力に言わなければいけないと思う。ですから、この基金の問題と、さっきの環境破壊の問題、二つの問題についてお伺いしたい。○政府委員(水野清君) フランスや旧植民地を持つておりました宗主国が消極的だということとは先生御指摘のとおりであります。しかし、これは外国のことなのであります、ある意味で私どもはいろいろな形で要請はいたしますけれども、なかなか

かむずかしい。特に、フランスという国は、御承知のようにフランス連合をつくつておきまして、旧宗主国と植民地の関係は、現実には独立をした諸国がありまして、その鉱山権であるとか、企業の経営権というものを握つておきまして、企業にやるよりは、自分の植民地であった独立した国に對しておもに二国間援助をやつていきたい、こういう形態をとつておきたい。そこで、もちろんフランスだけでなく、ベルギーにしましても、ポルトガルにしましても、イギリスにしましても、そういう傾向は否定をできないわけでありまして、そういう形でいつまでも二国間援助というものを——まあこれは外国、それぞれ独立した国がやつておるわけでありまして、日本が干渉することはできませんが、世界中で集まつて、むしろ国際機関をつくつてマルチの援助に前進していくと、それがこのアフリカ開発基金の私は精神であると思ひます。そういう意味で、發展的にこの機関ができてきたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それから、旧宗主国が、アフリカ諸国から取奪した利益というものは、ちよつといまこころは簡単に出不いわけでありまして、後刻資料として出すなり、御説明をするなりさしていただきたいと思ひます。○鈴木一弘君 これは大蔵大臣、わが国のこころは経済援助関係全部ひくるめて考えられま

すのは、アフリカとか、あるいはアジアの民族の側にわれわれは立つてものを判断をし、また、発言をしていくべきじゃないか、そういう点で、アフリカにしても、アジアにしても、長い間の植民地政策で、もつともと本来なら発展すべきところもしてないという面もあります。教育のおくれ

ていることも全部それに含まれてきておるわけ

で、そういう点からいまだ少し援助についても、あるいはそういう対外的な姿勢についても、有色人種というと語弊があるかもしれませんが、こちらの側に立つというふうな姿勢、こういうものを貫

いてもらいたいと思ひます。それがこれからの新しい世界をつくつていく日本の役目でもある

と思ひます。その点、大蔵大臣からも、援助の問題にからんで承つておきたいと思ひます。○國務大臣(愛知揆一君) これは、前から申し上げておるところでございまして、いま仰

せのとおりの態度で政府としては進んでおるつもりでございまして、ここ数年の各種の国際会議等における日本の主張というものは、まさにその点に重点を置いておるわけでありまして、大きく言えば南北問題の解決に日本が大きな役割を持つという主張でございまして、それから、最近におけるたとえば、国際通貨問題の扱い方などについても、昨年でございまして、リマ会議等に示されておるような後発の開発途上国等の考え方というものを、先進国の中では一番理解し協力する態度を示しておることも、これはもう列国がよく承知しているところではないかと思ひます。が、こういう考え方を持っているわけではござい

ますから、援助、協力のやり方等についても、日本らしい行き方、これをぜひ特徴づけて、かつ確信を持って進んでまいりたい。しかし、そのためには、いろいろこちらから見れば不本意なところもございまして、けれども、やはりわが身の振り方といひますか、ビヘービアをできるだけ具体的に示すことが必要なのである、いろいろ御質疑を受けておきまして、日本国民がみんなが同じような気持ちを持つておる、こういうふうには理解をするわけではございまして、これをやはり国会を通じてその意図が正しく表明されることがほんとうに望ましいことではないかと、こういうふう

に考えます。○理事(土屋義彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、青木一男君、西田信一君及び徳永正利君が委員を辞任され、その補欠として二木謙吾君、中村登美君及び鹿島俊雄君が選任されました。○栗林卓司君 時間がありませんので簡潔にお尋ねしたいと思ひます。いま、御提案の、アフリカ開発基金に関する法律案については私は賛成したいと思ひます。ただ、賛成する理由というものは、金がなくて困つてゐるんだ、大いに出してやればいいじゃないかと、いう単純な気持ちなんです。じゃ、金を出してやればいい、物的に援助してやればいいのかということになると、どうも大切なことが一つおぼろにされておるのではないかと気がいたします。そういう観点から二、三お伺ひしてみたいと思ひます。最初にお伺ひしたいのは、資金的な援助あるいは物的な援助だけで、よい結果というものがほんとうに出るのだろうか。例をあげてお考えを伺いた

いと思ひますけれども、現在、西アフリカあるいはインドで深刻な食糧危機に悩んでいる国がふえてまいりました。理由としては、もちろん天候不順もありまして、しかし、もつと基本的な問題というものは、人口の増加率のほうで、食糧の増産率よりも高くなつたということが指摘されているわけ

です。じゃ、一体なぜそうなつたんだろうかと考えてみますと、こういう点が指摘されていると思ひます。それは、普通、先進国が開発途上諸国援助をやる場合には、医療対策というのが一つの柱になつております。人道上的見地からいっても、これは当然必要なことです。医療対策をやりますと、どういふ結果が出るかということになると、出生率がふえて死亡率が減ります。当然のこととして人口がふえる結果になります。ところが、問題というのは、この医療技術というものは、開発途上諸国の人たちが自力でつくり上げた技術ではないということ

して、この方面も従来よりは相当の成果があがっていると思ひます。しかし、今日ここの問題、アフリカでそんならおまへをやってゐるかと言われますと一言もございせん。こういう点については、情勢の發展や、あるいは先取りを考へながらさらに拡充していくことのできるだけの努力を続けるべきである。どうかひとついろいろの面で御協力をいただきたいと思ひます。

○栗林卓司君 よろしくお願ひしたいと思ひます。すけれども、せっかく御丁寧なお答えがありましてので、つけ加えて一つだけ御見解を承りたいと思ひます。

いまお話しのように、たくさん日本人が行つてゐるところは対策を打ちやすいんです。しかも、どちらかという、地方的な言語でない国に行く場合には、そこでお子さんが育つた場合でも、何がしか自分の将来の道というのを見つけていけるかもしれない。ところが、もうその地方しかないローカル・ランゲージのところになりますと、いやあ日本人も少ないわ、自分の子供はどうするんだと言ひながら、何となく中途はんばな日本人になつていっちゃうんじゃないか。しかも、そういつたところに、実は開発途上諸国援助ということでは、その文化の中に食い込んだ理解できる人をどうしても育てなければいけない。

それやこれやを考えると、単身赴任は弊害だといふのは全く同感だと思ひます。その環境づくりとして、これはどういう形でつくつたらいいか、具体的に考へてゐるわけではありせんけれども、一つは、条件として、全寮制の学校はやはり要るのではないか。これくらいなら知つてゐます。外地に行つてゐる間お子さんのめんどうを見ますという全寮制の学校がひとつ要るのではないか。それから、そういう開発途上諸国の人たちが、気軽に日本に来て学べる国際性を持った大学がどうしても必要なんではないか。また、行った人たちが帰つてきたときに、日本の縦割りの社会の中ではなかなか、という心配を取り除くための、何がしかの、外に向かつて開かれた国際機関とい

うものを政府の力をもつてつくつていかなければいけないんじゃないか。

たまたま三つを申し上げましたけれども、よろしかったらこの点の御見解もあわせてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) たまたま私も同感申し上げてゐる点にお触れいただきましたので、ちょっとこまかくなりますが申し上げますと、子女の教育関係の四十八年度予算で申しますと、外務省の予算の中に九億八千九百万、ちよつと十億でございしますが、これで全日制の学校が九億六千三百万円、派遣の教員が二百七十七人。それから文部省関係では、千二百万円ですが、これは教科書の無償配付を在外の学校に対してもやっております。それから文化庁の関係では、教材の整備、通信教育の補助で八千万円。合計いたしますと、子女の教育関係で十億八千二百万円。これは四十七年度の七億三千万に比しますとちよつと五割増の予算を計上いたしております。

それから、御本人のほうの関係ですけれども、たとえば、海外技術協力事業団で委託されて、それぞれの企業から派遣されて仕事をされておる方々に対しては、企業に対する給与の補てんの経費を六億七千万円ほど計上をいたしておるわけでございまして、親元企業の籍を持っておる専門家に ついても、その身分や派遣中の待遇についてやはり政府としてできるだけの考慮をするというたてまにいたしております。また、外国のほうの国際機関等に派遣される国家公務員につきましては、身分、給与を保障する特別の法律ができましたことも御承知のとおりでございまして、こういう点につきましては、ずいぶん財政当局としても配慮をいたしてまいりましたが、今後ますます十分の配慮をいたしたい。かように存じておる次第でございます。

○渡辺武君 時間があまりないので端的に二、三問お伺ひしたいと思ひます。

今度のこのアフリカ基金は、低金利で、しかも、五十年という非常に長期のものである。特

に、アフリカ開発銀行を通じて、構成国が議決権の半数を握るというような点を見ますと、いかにも被援助国の利益に沿つた、あるいはその自主性を尊重してゐるというやうな装いはとられてゐるやうです。しかし、これをいさいに検討してみますと、私は、非常に危険な内容がこれに含まれてゐるんじゃないかというのを感じざるを得ないわけなんです。率直に申し上げますと、アフリカという地下資源の豊富な国、したがって、いま資源問題が非常に発達した資本主義国にするべく問題となつてゐるときに、これをどうしても開発しなきゃならない、帝国主義の利益の方向に沿つて開発をしなきゃならぬ。しかし、最近のOPECの動き、あるいはリビアにおける石油会社の国有化の動きなど、民族主義の高揚が特に大きいわけですから、できるだけアフリカ諸国を刺激しないやうな形でそれを遂行しなきゃならないというところに、このアフリカ開発基金の一番大きなねらいがあるんじゃないかという感じがするんです。一言で言へば、したがって、新しい形における集団的植民地主義の機構だといつて差しつかえないというふうな考へます。

そのような点から幾つかの問題を伺ひたいんですが、まず第一に、この第十六条の5によりまして、「貸付金は、貸付けが行なわれた通貨又は基金が決定するその他の自由交換可能通貨で償還する。」ということになっております。で、現在、アフリカ各国の通貨は一つとして自由交換可能通貨はないわけでありまして、アフリカ諸国は、借りた金の返済を行なうためには、輸出などを通じて自由交換可能通貨を手に入れて、そうしてそれで返済しなきゃならないと、こういうことに必然的になつてくると思ひますね。私は、これは一種のひもつきじゃないかというふうに思ひます。

いまインドその他が、まさに借りた金の返済に困つて、そうして各国の、債権国のコンソーシアムで、いわば債務奴隷的な地位に落ち込められてゐるという実情がありますけれども、まさに、この自由交換可能通貨で支払わなきゃならぬ

という、こういう条件のもとで、アフリカ諸国もやがてはそういうところに落ち込むんじゃないかというのを案ずるわけですが、その点どんなふうにお考へになつていらつしやいますか。

○政府委員(林大造君) 貸し付けは交換可能通貨で行なわれるわけでございます。で、通常ドルとか円とかマルクとかスイス・フランとか、その他の通貨で行なわれる。で、その場合に、やはり国際機関といたしましては、金融機関としての性格もございまして、当然そういう通貨で貸し出された金額が同様に自由交換可能通貨で償還されるという原則をとるのは常識的なところでございまして、このことは、世界銀行とか第二世界銀行のやうなグローバルな開発金融機関、マルチの開発金融機関、あるいは地域的な開発金融機関、アジア開発銀行でございまして、あるいは米州開発銀行でございまして、すべて同様な原則で運営されてゐるわけでございます。

で、場合によりましては、二国間の経済協力につきましては、例外的に債務国の通貨で返済してもよろしいという規定が置かれることもございすけれども、しかし、このアフリカ開発基金のやうな、多国籍の開発金融機関といたしましては、自由交換可能通貨で償還されるというのは当然の原則ではないかというふうに存するわけでございす。

このことは、今回のこの開発基金発足にあたりまして、関係各国が合意をいたしたわけでございまして、その関係各国の合意の中には、当然のことながら、アフリカ域内の多数のアフリカ開発銀行の構成国も入つてゐるわけでございす。そのやうな合意を尊重して、基金が健全な経営の基礎の上に立つて運営される、また、そのやうな資金に対する域内の諸国からの需要も当然非常に強いというふうな予想されてゐるわけでございす。

○渡辺武君 貸せるほうの立場から考へてみれば、それは当然のことだと言へるでしよう。そうしてまた、金を借りたい、借りたというふうな考へてゐるアフリカの諸国からすれば、その点で

合意をするということも、これは十分考えられる
と思うんです。しかし、いままでの実績を考えて
みなきゃならぬと思うんですね。私は、この交換
可能通貨での返済ということだけが、たった一つ
の理由だというふうに言うつもりは少しもありま
せんけれども、しかし、従来交換可能通貨で返済
しなければならぬということで金を借りた、その

○国務大臣(愛知揆一君) 金融資本ですか、そういうようなやり方の金融資本、帝国主義的な行き方にならないようにするのがこの仕組みであつ

て、先ほども御指摘がございましたように、従来の金融の考え方や手法からすれば、借りるほうの立場のことも考えて、かつ資金を供給するべき立場にあるほうの債権の保全ということも、協力の内容として期限とか、金利とか、いろいろの条件をできるだけ受けやすくするというところに、私はくふうがあるわけだと思います。

しかれば、こういう方法以外に、速急にアフリカの人たちの福祉を考えた場合にどういう手があるか。先ほども私、私見を率直に申し上げたけれども、それならば、ただで金をくれてやるというやり方がいかもしれませんが、それこそこれはひもつきどころではなくて、全く右向くも左向くも、政治的にもイデオロギー的にも属国になつてしまふのではないか、私はこういうふうに考えます。

○渡辺武君　先ほども申しましたように、やっぱりアフリカ諸国の最近の民族主義の高揚というものについては、各独占資本主義国、帝国主義国が非常に大きな脅威を感じている。したがって、一定の部分的な譲歩はするでしょう。しかし、基本的にはやっぱり帝国主義の利害を貫いていくところ、いま私が指摘したような問題点が出てくる一番大きな原因があると思う。

で、時間もないので私はなお次の質問に移りますけれども、この協定の第十四条には、アフリカ基金の資金の使用についての規定がありますけれども、端的に伺いたいんですが、この融資対象の選択ですね、この基準は一体どういう基準で選択されますか、どういうプロジェクトに融資するかというような点ですね。

○政府委員(林大造君) 御指摘の第十四条の「資金の使用」の規定でございますが、その基本的な方針は、第十四条の二項に規定してあるわけでございます。当該地区の必要に照らして開発上の優先度が高いと認められる目的のために、また特別の場合は別といたしまして、その他の通常の場合には、(特定の事業計画又は事業計画群、特に、一國又は地域の全部若しくは一部に関する総合計画

の一部を構成するものに對して行なわれる」、そして基金が承認した特定の事業計画に對して転貸するような場合、その場合もよろしいわけでございます。いまして、その場合には、その国の開發銀行等に對して融資を行なつてもよろしいという規定がございます。この基本方針にのっとりまして、具体的に基金がいかなる方針で融資を行なうか、きょうもいろいろ諸先生方から御指摘がございます。たとおり、農業を優先してはどうかとか、あるいはインフラストラクチャー關係の融資に重点を置くべきであるとか、いろいろな考え方があると思ひます。それらの点につきましての具体的な内容は、基金が決定いたしましたしから、基金の中で方針がきめられるというふうに理解いたしております。

○渡辺武君　私の伺いたい点は、つまりそれぞれ
の被援助国が、自国の経済を自主的に発展させる
という立場からつくった開発計画なり、経済の発
展計画なり、これがそのまま受け入れられるか、
それともまた、この基金の中に一定のやつぱり審
査、査定機関があつて、そしてその審査、査定に
基いてやられるのかということなんです。端的
にお答えいただきたい。

○政府委員(林大造君) それは他の国際開発、地域開発金融機関と同様に、そのようなプロジェクトの評価をして、その適合をきめる手続は当然踏まれるわけでございます。

○渡辺武君　ですから、たとえば、他の国際金融機関との協力というようなこともこの中に書かれているようですが、かりに世界銀行や第二世銀などと協力して、調査し、あるいは査定するということ

すから、どうしても援助国が買ってくれそうないろんな物資、これの開発に重点を置くような計画を被援助国のほうでも立てざるを得ない。こういう関係になってくると思うんですね。こうなってくると、やはり各国の自主的な経済的發展というのが、そういうことを通じて事実上阻害されてくる。こういうことにならざるを得ないと思います。が、どうですか。

○政府委員(林大造君) アフリカ開発基金、今後発足することになりますが、その基金がいかなる融資方針をとるかということにつきましては、もちろんその他の国際開発金融機関の例を参照としながら、独自に決定されることになると思います。また、その貸し付け対象の選定にあたりましては、各国の計画を十分に尊重しながらも、しかして、独自の観点で審査を進めていく、その場合

に、その国の、貸し付けを受ける国の将来の國際収支というようなものも、もちろん一つの観点になると思います。そのようなことから、プロジェクトの性格によりまして、直接間接その迂回度はいろいろあると思いますけれども、その国の國際収支が次第に改善されて、そして經濟は生きものでございますから、対外的な國際収支の中から、所要の資金を調達して返済に充てる、また、当然のことながら新たな借り入れも将来は行なわれるであります。そのようなことも十分に見通して審査がされるわけでございまして、私どもといましては、この基金の審査機能も十分に發揮されますように、理事会その他の機關を通じてできるアドバイザーはできるだけやっていきたいというふうに考えております。

○渡辺武君　時間がなくなりましたので、あとはまとめて二、三問伺いますから、ひとつまとめて御答弁いただきたい。

国の利害関係というものが中心にならざるを得ないという感じをぬぐい去ることはできないのである。たとえば、このアフリカ開銀の一九七一年十二月末現在の融資実績を見てみても、道路、電力、鉄道、石油設備などの融資額が非常に比例的に多いですね。農業肥料などの融資額が非常に少ないのですよ。すでに、つまり議決権の半分は握っているというアフリカ開銀でさえも、いわばこの産業関連、重化学工業というところが投資の重点になっているわけですね。これを一体、これらの開発をするための設備資材といううなものを、アフリカ国内で生産できるかという、そういうことはできない。結局よその国から、つまりアフリカ基金の場合でいえば、出資国から買わざるを得ない、こういう形になっている。これはやはり帝国主義諸国が、アフリカ市場を拡大する一つの有力な、てこになると思うのですね。逆に言いますと、さっきも言いましたように、そこで開発した資源を輸出して、そして交換可能な金のかせいで返済しなければならぬ。こういう仕組みになるわけですから、ますます旧、この旧と言ふとなんですけれども、帝国主義諸国に、市場的に輸入輸出両面から依存せざるを得ない、こういう関係になっていくと思うのですね。ですから、そういう意味で、これは表面は非常に債務国に有利のように見えながら、結局のところ帝国主義の利害関係を貫いているといううなもののなっているのではないか、これが質問したい一つの点。

もう一つは、十六条ですね、十六条を見て見ますと、「基金は、」これはちょっと飛びまして、「融資を行なうに先だち、参加国と同様に当該構成国が第十一条及び第八章の規定を実施するために必要なあらゆる行政的及び立法的措置を自国の領域についてとつたことを確認するものとし、融資は、その行政的及び立法的措置が維持されること」を条件とするというふうに規定されております。

の資産ですね、これは没収されないということとここで融資の条件としているわけですね。あるいはモロトリウムその他はやらぬということも条件としているわけですね。これは独立国の主権に対するはなはだしい侵害だと思ふ。金貸せるほうからすれば、貸した金の返済を確保するために当然のことだということの論理になるでしょうけれども、しかしながら、これは国連憲章にも定められたやはり民族の自決権というものについてののはなはだしい干渉になるのではないか、そうして結局そういうことを条件として融資をするという慣習をつくるならば、いまOPECあるいはさっきあげたリビアなどで起こっている石油企業との国有化その他等々の動き、これを民間企業についても制約していくというその突破口を、この協定によって開いていくという性格を持つに至るのではないかと思ひますけれども、その点どうですか。

○政府委員(林大造君) 二点お答え申し上げますが、第一点は、その審査の過程におきまして、援助国の立場に立つた融資活動、被援助国の立場を無視したような援助活動が行なわれるのではないかと、それはアフリカ開発銀行、現在ございます銀行の融資実績を見てもわかるような気がするという御指摘でございますが、実は、このアフリカ開発銀行は、比較的ハードな条件による融資活動を行なっております関係上、したがしまして、その融資の種類もおのずと運輸とか、電力とか、比較的収益性の高い業種に片寄る傾きがございます。このようなことであつてはいけません。やはりもっとソフトな融資活動が行なえるような基金をつくりまして、そしてそこからもつと違ひ、より農業に重点を置くとか、あるいはいわゆるインフラストラクチャーに重点を置いたような融資活動が行なえるようにしようというのが、今回の基金設立の趣旨でございます。先ほどの御質問にも御指摘がございましたように、後進国に対する経済協力は、被援助国の立場に立つて行なうべし、日本もそのような精神を体して行なうつもりであるということでございますから、この開発基金の

設立、それに対する日本の積極的な参加というところが、被援助国の立場に立つた融資活動を進めることになるというふうに存じております。

それから第二点でございますが、十六条の六項の規定でございます。この規定は、多国の参加いたしますこの基金が、融資活動を行なうにあたりまして、このようなことをしようということでございます。また、域内の諸国が集まりましたアフリカ開発銀行におきまして、同様な趣旨の規定がいろいろと行なわれているわけでございます。で、これらの規定は、決して被援助国、被融資国の主権を制限するという趣旨ではなくて、大ぜいのものが寄り集まって仕事をする場合には、ある程度お互いに協調して、自分かつてなことを言うのを、ある程度制限しながら、一つの共同作業を行なっていくという共同意思のあらわれとして、このような規定は必要なのである。また、それが過去の実績になつていくというふうに着して、私どもこの規定に賛成いたしている次第でございます。

○理事(土屋義彦君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○理事(土屋義彦君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は、六月十九日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

昭和四十八年六月二十六日印刷

昭和四十八年六月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局